

# 仕 様 書

1. 件 名： 海の文化資料館清掃業務
2. 履 行 期 間： 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日まで
3. 履 行 場 所： うるま市立海の文化資料館 ※あやはし館 2F
4. 業 務 内 容： 以下の箇所の掃除(平均週2回の月8回)
  - ・資料館内の床面掃き掃除及びモップ掛け
  - ・資料館の展示台などの雑巾掛け
  - ・トイレの掃除
  - ・資料館の窓ふき及びその掃除
  - ・その他
5. 選 定 基 準： 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。  
2. 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。  
3. 同様な業務実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
6. そ の 他： その他この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。
7. 特 約 事 項： 1 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。  
2 前項の規定により乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

※(特約事項中、甲はうるま市、乙はうるま市と契約を締結する者を示す。)

# 資料館内清掃範囲

【2階平面図】

